

東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業 入札説明書等に関する質問回答（第1回目）追加回答

本質問回答は、平成15年4月2日（水）～4月16日（水）に受け付けた東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。（追加回答のみ）
5月8日に公表できなかった質問回答（第1回目）の追加回答です。
質問は、意見者の記載のとおりを転載しています。

東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業の入札説明書等に関する質問回答（第1回目）追加回答

<総括>

- ・ 質問の受付期間 平成15年4月2日（水）～4月16日（水）
- ・ 回答の公表日 平成15年5月14日（水）
- ・ 入札説明書等に関する質問の受理件数 408件（追加回答8件）

入札説明書	:	34件（0件）
入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	:	15件（3件）
様式集	:	31件（5件）
要求水準書	:	225件（0件）
要求水準書別表・資料	:	11件（0件）
落札者決定基準	:	11件（0件）
事業契約書（案）	:	78件（0件）
基本協定書（案）	:	2件（0件）
その他	:	1件（0件）

【 注 意 】

平成15年5月8日の質問回答（第1回目）の追加回答です。Noは、質問回答（第1回目）と統一してあります。

平成15年 5月14日

東 京 大 学

東京大学(地震)総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問回答(第1回目)追加回答

平成15年5月8日の質問回答(第1回目)の追加回答です。Noは、質問回答(第1回目)と統一してあります。

	資料名	項目	頁	(章)	1 (条)	(1) (項)	1)ア a	質問事項	回答
3	入札金額の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	施設整備費相当	2		2	(1)	1)	「施設整備費相当は、年度単位で完全に平準化され」とありますが、後に施設費相当に係る消費税等の支払方法について記載されていることから、ここで平準化される施設整備費相当とは、税抜きの施設費相当と割賦金利とを合算した額であると理解して宜しいでしょうか。	税抜きの施設費相当と割賦金利に消費税を加えた総額を均等化して大学から支払うものとし、消費税単独での平準化は行わないものとします。公募文書中の関係箇所を修正し、後日ホームページで公表する予定です。
4	入札金額の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	1)施設整備費相当	2		2	(1)	1)	割賦元本にかかる消費税は、元本×5%を支払回数で除した金額が均等に毎回元本に計算されて支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	質疑回答No.3をご参照ください。
13	入札金額の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	施設費相当に係る消費税等の支払方法	3		2	(2)	1)ウ	施設費相当の100分の5に相当する金額(消費税相当額)が平準化して支払われる旨の記述かと存じますが、SPCの会計処理上の仮受消費税等計上額について、SPCの売上計上を割賦基準で行う場合には、会計法規に従って、各期に支払われた施設費相当と施設費相当に係る消費税等相当額とを合算した額(課税売上)の105分の5であるとの理解で宜しいでしょうか。 この場合、各期において大学が「施設費相当の100分の5(消費税等相当額)」として支払った金額と、SPCが計上した「仮受消費税等」の金額とは一致しないこととなりますが、様式集様式56-1,2の長期収支計画の作成にあたっては、SPCの会計及びキャッシュフローの実態に即して、SPCの会計処理上の仮受消費税等の金額を、収支計画上の消費税等とすることとして宜しいでしょうか。	については、質疑回答No.3を参照し、適正な処理に基づいた金額を各期の消費税としてください。 については、実態に沿った形で様式56-1及び56-2を作成してください。
18	様式集	様式55・資金調達計画等事業費の調達	66					「事業費の総額」における事業費とは、消費税込みの初期投資額、消費税抜きの初期投資額のどちらの意に理解すれば宜しいでしょうか。もしくはそれ以外の概念でしょうか。	本件事業の実施に係る事業費の総額には、消費税を含めるものとしたします。
23	様式集	「資金調達計画等に係る提案書」の作成にあたっての注意事項<様式56-1~2>共通事項	75		2			「消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください」とありますが、建中の資金収支においても、「本事業に係る投資」は全て税抜額とし、かつ仮払消費税の還付も無い、という前提で記載するのでしょうか。	関連法規に従い、SPCの会計処理等の実態に沿った形で様式56-1及び2を作成してください。公募文書中の関係箇所を修正し、後日ホームページで公表する予定です。
25	様式集	「資金調達計画等に係る提案書」の作成にあたっての注意事項<様式56-1~2>国(大学)の支払額	75		7			消費税率5%かつ割賦金利に対する消費税等が支払われない前提では、税抜きの「施設整備費相当」と「施設費相当に対する消費税等」の両方を完全に平準化するのは、少なくともSPCの会計処理上は不可能と思われます(元利均等で計算した施設整備費相当のうち施設費相当の額は毎回変動するため、課税売上の105分の5で算出される仮受消費税計上額も毎回変動せざるをえない)。従って、消費税等が平準化されるというのは飽くまで消費税等に相当する金額について大学の支払方法を示したに過ぎず、損益計算書の売上欄に記載する各期の施設整備費相当の額は、大学から支払われる施設費相当と施設費相当に対する平準化された消費税等相当とを合算した額(課税売上)の105分の100に、割賦金利相当額を加算して得た額であるとの理解で宜しいでしょうか(この場合、記載金額は毎回同額とならない)。それとも、SPCの会計処理の実態から離れて、税抜きで計算した元利均等の施設整備費相当額を記載することを求めているのでしょうか。	質疑回答No.23をご参照ください。

東京大学(地震)総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問回答(第1回目)追加回答

平成15年5月8日の質問回答(第1回目)の追加回答です。Noは、質問回答(第1回目)と統一してあります。

	資料名	項目	頁	(章)	1 (条)	(1) (項)	1)ア	質問事項	回答
26	様式集	「資金調達計画等に係る提案書」の作成にあたっての注意事項<様式56-1~2>国(大学)の支払額	75		9			「大学の支出額」の各項目のうち「」印の付いている項目は大学で記入しますとあり、長期収支計画表の「消費税」欄に「」印が記入されていますが、消費税等については算出はするが応札者にて記載する箇所はないと理解して宜しいでしょうか。	当該箇所についても、応札者が記入することに変更します。なお、税抜きの施設費相当と割賦金利に消費税を加えた総額を均等化して大学から支払うものとし、消費税単独での平準化は行わないものとします。公募文書中の関係箇所を修正し、後日ホームページで公表する予定です。
27	様式集	項目6~9の記載名内容	75					項目6~9までの記載内容について 上記項目については大学殿の所掌であり、様式56-2欄の「」印以外のABDE項目のみ記載するとの理解でよろしいでしょうか。	質疑回答 26をご参照ください。